

1 酒類の地理的表示（G I）保護制度について

お酒について、「正しい産地」であることと、「一定の基準」を満たして生産されたことを示す制度で、平成7年に創設。国税庁長官の指定を受けることで、その産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる。

G I の導入により、「地域ブランド」としての付加価値向上、他製品との差別化及び模造品の流通防止が期待される。

清酒については、令和7年9月現在、全国で15県、19地域が指定。九州では福岡県のほかに佐賀県が指定されており、本県は2例目。

2 「福岡（清酒）」の地理的表示（G I）の概要

（1）告示日：令和7年10月1日（水）

（2）申立者：地理的表示福岡管理協議会（会長：福岡県酒造組合会長山口哲生）

（3）G I の名称：福岡

（4）酒類区分：清酒

（5）特 性：

県内の山地から流れる酒造りに適した水と乾燥した気候、特徴的な製法が相まって、馥郁（ふくいく）たる香りを持ち、旨味に富み余韻がきれいな酒質が育まれた。

また、甘辛く旨味の多い福岡の料理に寄り添うように進化してきたため、食と一体となってバランスよく味わいを形成。

（6）原料及び製法に関する基準

- ・米及び米こうじは国産米、水は福岡県内で採水したもの
- ・福岡県内において製造及び貯蔵したもの

（参考）福岡県の地理的表示（農林水産物）

- ・八女伝統本玉露
- ・はかた地どり